

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月22日（水曜日）
午前10時30分（開場 午前9時30分）

場所 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階
ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号

本年は開始時刻、開催場所が変更となっております。

目次

第15回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	3
議 案 取締役11名選任の件	
（添付書類）	
第15期事業報告	10
計算書類	27
連結計算書類	29
監査報告書	31

株式会社

セブン銀行

証券コード：8410



株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 二子石 謙輔

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災されました皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

■ 日 時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時30分（開場 午前9時30分）

■ 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

本年は開始時刻、開催場所が変更となっております。
開催場所につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **議 案** 取締役11名選任の件

■ 招集にあたっての決定事項

1. 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
2. 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

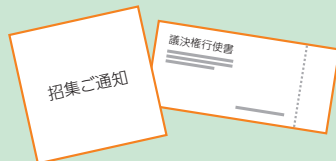
- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主さまにおける議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



当日は議事資料として本招集ご通知をご持参の上、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成28年6月22日
午前10時30分

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

平成28年6月21日
午後5時30分到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotc.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月21日
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議 案 || 取締役11名選任の件

現任取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1.

あ ん ざ い
安 齋

た か し
隆

(昭和16年1月17日生)

再任

- 略歴、地位

昭和38年4月 日本銀行入行
平成6年12月 同行理事
平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）頭取
平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問
平成13年4月 当社代表取締役社長
平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（現任）
平成22年6月 当社代表取締役会長（現任）
- 重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
- 所有する当社株式の数

584,400株

取締役候補者とした理由
安齋隆氏は、当社代表取締役会長として、当社の経営全般において豊富な経験と実績、見識を有しており、当社経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2. 二子石 謙輔 (昭和27年10月6日生)

再任

● 略歴、地位

昭和52年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成13年4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）リテール企画部長
平成14年1月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）五反田法人営業部長
平成15年10月 当社入社
平成15年11月 当社業務推進部長
平成16年6月 当社取締役
平成18年6月 当社取締役執行役員
平成19年11月 当社取締役常務執行役員
平成21年6月 当社取締役専務執行役員
平成22年6月 当社代表取締役社長（現任）

● 担当

監査部

● 所有する当社株式の数

226,700株

取締役候補者とした理由

二子石謙輔氏は、当社代表取締役社長として当社の経営全般を統括し、当社の中長期の成長戦略の実現に向けて取り組んでおります。当社経営の推進面に加えて、コーポレートガバナンス強化の観点からも幅広い知見を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

3. 舟竹 泰昭 (昭和31年11月29日生)

再任

● 略歴、地位

昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
平成13年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長
平成13年12月 当社入社
平成14年10月 当社事業開発部長
平成18年5月 当社業務開発部長
平成18年6月 当社執行役員業務開発部長
平成20年6月 当社取締役執行役員業務推進部長
平成22年6月 当社取締役常務執行役員企画部長
平成25年6月 当社取締役専務執行役員企画部長
平成26年4月 当社取締役専務執行役員（現任）

● 担当

企画部、総務部、人事部

● 所有する当社株式の数

185,400株

取締役候補者とした理由

舟竹泰昭氏は、当社取締役専務執行役員として、当社の経営戦略や財務、資本政策、ステークホルダーに対する広報・IR活動を統括しているほか、銀行業務全般に対する幅広い知見を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

4. いしぐろ かずひこ 石黒 和彦 (昭和32年12月2日生)

再任

● 略歴、地位

昭和55年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行
平成10年11月 同行システム部（東京）次長
平成13年4月 株式会社ユーフィット（現ＴＩＳ株式会社）
出向 取締役
平成16年4月 ＵＦＪＩＳ株式会社（現三菱ＵＦＪインフォメーションテクノロジー株式会社）出向 取締役
平成18年3月 同社出向 常務取締役
平成21年5月 当社入社
平成21年5月 当社執行役員システム部長
平成22年6月 当社取締役執行役員システム部長
平成25年6月 当社取締役常務執行役員システム部長
平成26年4月 当社取締役常務執行役員（現任）

● 担当

システム部、ＡＴＭソリューション部、事務部

● 所有する当社株式の数

24,800株

取締役候補者とした理由

石黒和彦氏は、当社取締役常務執行役員として、当社のＡＴＭや商品・サービスを支えるシステム部門を統括し、システム及び銀行業務全般に係る豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

5. おお いずみ た く 大泉 琢 (昭和31年10月24日生)

再任

● 略歴、地位

昭和55年4月 日本銀行入行
平成14年11月 同行横浜支店長
平成18年7月 同行決済機構局長
平成20年4月 同行発券局長
平成22年7月 当社入社
平成23年1月 当社執行役員
平成24年6月 当社取締役執行役員
平成25年10月 当社取締役常務執行役員海外事業部長
平成26年4月 当社取締役常務執行役員（現任）
平成26年5月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役

● 担当

国際事業部

● 所有する当社株式の数

11,900株

取締役候補者とした理由

大泉琢氏は、当社取締役常務執行役員として、当社の海外展開を推進する国際事業部門を統括し、当社のグローバル戦略に関する豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

6. かわだ ひさなお 河田 久尚 (昭和35年7月29日生)

新任

● 略歴、地位

昭和59年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行
平成17年12月 当社入社
平成18年10月 当社業務開発部長
平成23年9月 当社執行役員商品サービス部長
平成25年7月 当社執行役員業務推進部長
平成27年7月 当社常務執行役員業務推進部長（現任）
平成28年5月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役（現任）

● 担当

業務推進部、資金証券部

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役

● 所有する当社株式の数

20,000株

取締役候補者とした理由

河田久尚氏は、現在当社常務執行役員であり、これまで新商品・新サービスの企画・推進及びＡＴＭ事業の提携先拡大を牽引してきております。当社業務に関する豊富な経験と実績を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

7. しみず あきひこ 清水 明彦 (昭和27年3月16日生)

再任

● 略歴、地位

平成6年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社
平成16年5月 同社執行役員
平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス経理部シニアオフィサー
平成18年1月 同社執行役員経理部シニアオフィサー
平成24年5月 同社取締役執行役員経理部シニアオフィサー（現任）
平成25年6月 当社取締役（現任）
平成27年5月 株式会社ヨークマート監査役（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役執行役員経理部シニアオフィサー

● 所有する当社株式の数

20,000株

取締役候補者とした理由

清水明彦氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役としての経験を、現に当社の経営に活かしていただいておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

8. おおはし ようじ 大橋 洋治 (昭和15年1月21日生)

社外取締役

独立役員

再任

● 略歴、地位

昭和39年4月 全日本空輸株式会社入社
平成5年6月 同社取締役
平成9年6月 同社常務取締役
平成11年6月 同社代表取締役副社長
平成13年4月 同社代表取締役社長
平成17年4月 同社代表取締役会長
平成19年4月 同社取締役会長
平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長
平成20年6月 当社取締役（現任）
平成20年6月 日本原子力発電株式会社監査役
平成22年10月 株式会社テレビ東京ホールディングス取締役（現任）
平成25年4月 ANAホールディングス株式会社取締役会長
平成27年4月 ANAホールディングス株式会社相談役（現任）

● 所有する当社株式の数

2,200株

社外取締役候補者とした理由

大橋洋治氏は、ANAホールディングス株式会社の代表取締役や社団法人日本経済団体連合会副会長としての経験・見識等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

9. みやざき ゆうこ 宮崎 裕子 (昭和26年7月9日生)

社外取締役

再任

● 略歴、地位

昭和54年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任）
昭和54年4月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所
昭和59年8月 世界銀行法務部カウンセラー（昭和61年8月迄）
昭和63年1月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）パートナー（現任）
平成24年6月 当社取締役（現任）
平成27年6月 王子ホールディングス株式会社監査役（現任）

● 重要な兼職の状況

弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由等

宮崎裕子氏は、租税法及び企業法務を専門とする弁護士であり、その法律知識・豊富な経験等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると考えております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断いたしました。

10. 大橋 周治 (昭和13年11月23日生)

社外取締役

独立役員

再任

● 略歴、地位

昭和36年 4 月 社団法人日本能率協会（現株式会社日本能率協会コンサルティング）入社
昭和50年 5 月 公認会計士登録
平成 3 年 6 月 同社常務取締役海外本部長
平成 5 年 9 月 JMAC AMERICA,INC.代表取締役社長
平成13年 6 月 株式会社日本能率協会コンサルティング顧問（現任）
平成25年 6 月 当社取締役（現任）
平成26年 6 月 株式会社ココオ取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長）

● 所有する当社株式の数

7,000株

社外取締役候補者とした理由

大橋周治氏は、公認会計士としての専門的な知識、経営コンサルタントとしての幅広い見識及び会社経営者としての豊富な経験を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

11. 翁 百合 (昭和35年 3 月25日生)

社外取締役

独立役員

再任

● 略歴、地位

昭和59年 4 月 日本銀行入行
平成 4 年 4 月 株式会社日本総合研究所入社
平成12年 7 月 金融庁金融審議会委員
平成18年 6 月 株式会社日本総合研究所理事
平成20年 4 月 早稲田大学客員教授
平成20年 6 月 日本郵船株式会社取締役（現任）
平成20年 7 月 総合研究開発機構理事（現任）
平成25年 6 月 当社取締役（現任）
平成26年 3 月 株式会社ブリヂストン取締役（現任）
平成26年 6 月 株式会社日本総合研究所副理事長（現任）
平成26年 9 月 慶應義塾大学特別招聘教授（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所 副理事長

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由等

翁百合氏は、長年にわたる金融システム及び金融行政に関する研究や金融庁金融審議会に携わった経験を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると考えております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- 注 1. 候補者清水明彦氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役執行役員経理部シニアオフィサーを兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏、大橋周治氏及び翁百合氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去 5 年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 翁百合氏が取締役に就任している日本郵船株式会社は、平成26年3月に特定自動車輸送業務に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成26年12月に自動車の海上輸送につき、米国独占禁止法に違反する行為があったとして、米国司法省と司法取引に合意しました。また同様の行為について、平成27年に南アフリカ競争委員会と和解し、中国国家発展改革委員会からの決定を受けました。同氏は、当該命令及び司法取引の対象行為に係る調査を受けるまでこれらの行為を認識しておりませんでしたが、平素から法令遵守について意見表明を行っており、事実判明後は、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めています。
4. 候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏、大橋周治氏及び翁百合氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、大橋洋治氏は 8 年、宮崎裕子氏は 4 年、大橋周治氏及び翁百合氏は 3 年となります。
5. 当社は、現在、候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏、大橋周治氏、翁百合氏及び清水明彦氏との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、会社法第423条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします。）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
6. 候補者大橋洋治氏、大橋周治氏及び翁百合氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として同取引所に対し届け出ており、同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

1 当社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は、セブン&アイHLDGS.のグループ各社（以下、「グループ」という）のセブン・イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機（以下、「ATM」という）を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまに出入金サービスを提供するという事業を展開しております。

また、当社に口座をお持ちの個人のお客さまを対象に、普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービスなどの身近で便利な口座サービスを提供しております。こうしたサービスは全国22,000台以上のATMだけでなくパソコンやスマートフォンなどからもご利用いただけます。

経済金融環境

わが国の景気は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな回復基調で推移しました。

金融面では日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、短期・長期の国債利回りは大幅に低下しており、極めて緩和した状態にあります。

当年度における事業の経過及び成果

① ATM事業の状況

当年度も、グループ内外へのATM設置を積極的に推進したこと等により、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当年度は、新たに琉球銀行（平成28年3月）のほか、信用金庫1庫、その他金融機関等2社と提携いたしました。この結果、当年度末現在の提携金融機関は、銀行123行（注1）、信用金庫261庫（注2）、信用組合129組合（注3）、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社11社、生命保険会社8社、その他金融機関等47社（注4）の計595社（注5）となりました。

ATM設置については、グループ内では、セブン・イレブン店舗の新規出店に合わせて展開し、順調に台数を伸ばしました。一方、グループ外ではお客さまのニーズに応える形で交通・流通・観光の各施設への展開を積極的に推進し、空港に44台（当年度末）、駅では241台（同）の設置となりました。また外国人が訪れる場所で海外発行カードが利用できるATMへのニーズに応える形で十八銀行、常陽銀行と共同でATM設置を推進しております。その他、平成27年7月に東京都新宿区歌舞伎町、港区新橋に次ぎ3カ所目の直営ATMコーナーを大阪府大阪市に開設いたしました。

また、A T Mサービスをより充実させるため、処理スピードや操作性向上、セキュリティ強化、省電力化を一層進めた第3世代A T Mへの入替を進めており、9割を超えるA T Mの入替（当年度末現在の第3世代A T M台数は21,442台）が完了いたしました。

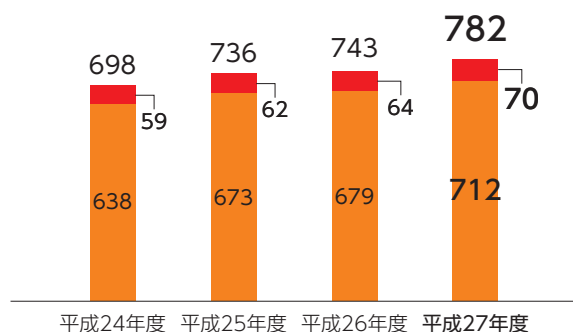
以上の取り組みの結果、A T M設置台数は22,472台（前年度末比6.7%増）になりました。また、当年度のA T M1日1台当たりの平均利用件数は98.8件（前年度比2.0%減）、総利用件数は782百万件（同5.2%増）と推移いたしました。

- (注) 1. 平成28年3月末の提携銀行数は、前年度末（122行）から新規提携により1行増加し、123行となりました。
 2. 平成28年3月末の提携信用金庫数は、前年度末（262庫）から新規提携により1庫増加、合併により2庫減少し、261庫となりました。
 3. 平成28年3月末の提携信用組合数は、前年度末（130組合）から合併により1組合減少し、129組合となりました。
 4. 平成28年3月末のその他金融機関等数は、前年度末（45社）から新規提携により2社増加し、47社となりました。
 5. J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

ATM利用件数の推移

(単位：百万件)

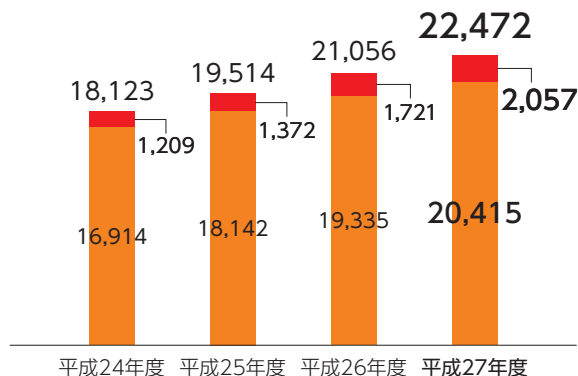
■ 預貯金融機関 ■ ノンバンク



ATM台数の推移

(単位：台)

■ 7&iグループ内 ■ 7&iグループ外



② 金融サービス事業の状況

平成28年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は1,562千口座（前年度末比11.1%増）、預金残高は3,898億円（同5.0%増）、個人向けローンサービスの残高は162億円（同55.7%増）となりました。

海外送金サービスは契約口座数、送金件数ともに増加し、当年度の年間送金件数は816千件（前年度比29.0%増）となりました。平成28年3月には海外送金サービスの営業拠点として名古屋・栄出張所、福岡出張所に次ぎ神奈川県川崎市に川崎アゼリア出張所を開設しました。

また、当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリーは、当社からの事務受託に加え、他金融機関からの事務受託事業を展開し、平成28年3月末時点の外部事務受託先は4社となりました。

③ 海外子会社について

米国における当社連結子会社のFCTI, Inc.の平成27年12月末現在のA T M台数は6,625台となりました。FCTI, Inc.の連結対象期間（平成27年1～12月）の業績は、経常収益78.5百万米ドル、経常利益△2.0百万米ドル、当期純利益△1.5百万米ドルとなりました。

また、平成26年6月にインドネシアにおいて現地企業と合併で設立した当社連結子会社のPT.ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、A T M設置を開始し、平成27年12月末現在の設置台数は49台となっております。

④ 経営成績

当年度の当社業績は、経常収益が110,465百万円（前年度比4.5%増）、経常利益が39,002百万円（同1.9%増）、当期純利益が26,107百万円（同6.7%増）となりました。

A T M設置台数が増加し総利用件数が伸長したことを主因に増収増益となりました。

なお、当年度の当社連結業績は、経常収益が119,939百万円（前年度比5.1%増）、経常利益が37,167百万円（同0.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が24,716百万円（同6.4%増）となりました。

⑤ 資産、負債及び純資産の状況

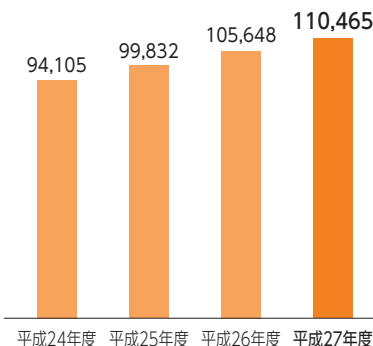
総資産は910,801百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が641,558百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が83,332百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が83,399百万円となっております。

負債は727,627百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）547,065百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が212,463百万円、個人向け定期預金残高が177,395百万円となっております。

純資産は183,174百万円となりました。このうち利益剰余金は121,258百万円となっております。

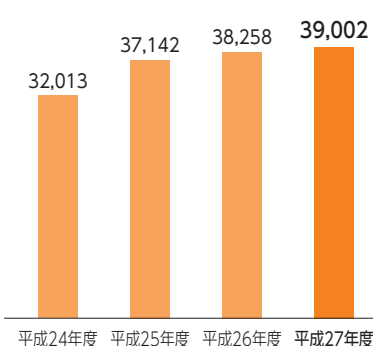
経常収益

(単位：百万円)



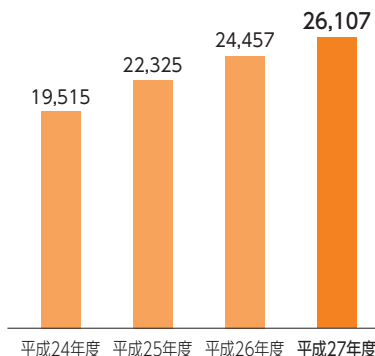
経常利益

(単位：百万円)



当期純利益

(単位：百万円)



当社が対処すべき課題

平成28年度は、セブン・イレブン店舗の新規出店に伴うA T M設置が着実に進むこと等から、底堅い収益環境が見込まれます。一方で、内外マクロ経済の変化により当社の収益環境も影響を受ける可能性があります。

こうした中で、当社が持続的な成長を実現するためには、

- ①A T M事業の更なる強化
- ②金融サービス事業の深耕
- ③海外事業および新事業構築への取り組み

等により、収益構造に厚みを持たせることが重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対する具体的な取り組みは以下のとおりであります。

①A T M事業の更なる強化

A T M事業については、未提携金融機関へのアプローチに加えて、既提携金融機関への新たなサービス提供等に取り組み、A T Mネットワーク活用の最大化に取り組んでまいります。設置台数の拡大についてはグループ内への着実な設置を継続しつつ、グループ外への展開を積極的に進めていきます。また、日本国の訪日観光客誘致戦略に連携する形でインバウンドニーズに対応した告知・認知強化を徹底し、グループ店舗をはじめA T M設置先とのシナジー効果を追求し、全体の稼働率向上を図ってまいります。9割を超えた第3世代A T Mへの入替を着実に完了させるとともに、安心安全にA T Mをご利用できる環境の整備に努めてまいります。

②金融サービス事業の深耕

金融サービス事業については、口座の利便性向上を図るとともに、グループのオムニチャネル戦略に沿った、金融サービス、決済ニーズに応える商品・サービスの提供に取り組んでまいります。海外送金サービスは、利便性の強化や当社ならではの特長を活かしたサービス提供に努め一層の利用拡大を推進するとともに、個人向けローンサービスは、認知度向上による契約口座数増加を図ります。さらには、A T Mを活用した売上金入金サービスの拡充に取り組んでまいります。

また平成26年度に設立した当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリーについては、当社からの事務受託を行うほか、他金融機関からの事務受託事業を拡大すべく取り組んでまいります。

③海外事業および新事業構築への取り組み

海外事業については、米国子会社において、米国セブン・イレブン店舗内への平成29年度からのA T M設置に向けたシステム・人員体制等の準備を進めてまいります。また、平成26年度に現地企業との合併により進出したインドネシアはアジアの成長力を取り込むための橋頭堡として位置付けた事業展開を図ります。その他の新事業については、当社が有するノウハウ、インフラを最大限活用できるようなビジネスチャンスの開拓に取り組んでまいります。

当社ではこれらの取り組みを通じ、株主の皆さまのご期待に応えてまいります。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	3,943	4,375	5,015	5,470
定期性預金	1,549	2,097	2,483	2,547
その他の	2,394	2,278	2,531	2,923
社 債	1,390	1,150	1,100	1,100
貸 出 金	33	52	104	162
個人向け	33	52	104	162
中小企業向け	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	836	1,103	840	833
国 債	706	810	305	—
その他の	129	293	534	833
総 資 産	8,094	7,853	8,503	9,108
内 国 為 替 取 扱 高	277,536	293,264	311,432	327,104
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 85	百万ドル 155	百万ドル 240	百万ドル 315
経 常 利 益	百万円 32,013	百万円 37,142	百万円 38,258	百万円 39,002
当 期 純 利 益	百万円 19,515	百万円 22,325	百万円 24,457	百万円 26,107
1株当たり当期純利益	円 銭 16 38	円 銭 18 74	円 銭 20 53	円 銭 21 92

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	949	1,055	1,140	1,199
経 常 利 益	318	357	370	371
親会社株主に帰属する当期純利益	193	212	232	247
包 括 利 益	204	237	255	246
純 資 産 額	1,380	1,534	1,698	1,847
総 資 産 額	8,125	7,903	8,564	9,153

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	343人	327人
平 均 年 齢	42歳 1月	42歳 6月
平 均 勤 続 年 数	6年 9月	6年 7月
平 均 給 与 月 額	425千円	448千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、役員、執行役員、嘱託社員、社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外からの出向者を含めた使用人数であります。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4. 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
東 京 都	店 20 うち出張所 (2)	店 21 うち出張所 (3)
埼 玉 県	1 (1)	1 (1)
千 葉 県	1 (1)	1 (1)
神 奈 川 県	1 (1)	－ (－)
愛 知 県	1 (1)	1 (1)
福 岡 県	1 (1)	1 (1)
合 計	25 (7)	25 (7)

- (注) 1. 営業所数の内訳は、本店1、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）及び有人店舗7出張所であります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを20,728か所（前年度末19,355か所）設置しております。

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
本 店 川 崎 ア ゼ リ ア 出 張 所	神奈川県川崎市川崎区駅前本町26番地2 地下1階

(注) 当年度において店舗外ATMを2,001か所新設し、628か所廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

名 称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務 以外の主要業務
りらいあコミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	電話代理応答業務

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所 属 金 融 機 関 の 商 号 又 は 名 称
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行
ソ ニ ー 銀 行 株 式 会 社

5. 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	17,216
---------	--------

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
A T M	8,885
ソフトウェア	7,550

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 容	設立年月日	資 本 金	親会社が有する 当社の 議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	東 京 都 千 代 田 区	純 粋 持 株 会 社	平 成 17 年 9 月 1 日	百万円 50,000	% 45.81 (45.81)	－

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。
なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	A T M 運 営 事 業	平 成 5 年 8 月 25 日	百万米ドル 19	% 100.00	－
FCTI Canada, Inc.	カ ナ ダ オンタリオ州	A T M 運 営 事 業	平 成 27 年 7 月 8 日	千カナダドル 200	100.00 (100.00)	－
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州	A T M 運 営 事 業	平 成 26 年 6 月 10 日	億インドネシアルピア 900	96.66	－
株式会社バンク・ ビジネスファクトリー	神 奈 川 県 横 浜 市	事 務 受 託 事 業	平 成 26 年 7 月 1 日	百万円 50	100.00	－

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他銀行の現況に関する重要な事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	10,000

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
安 齋 隆	代 表 取 締 役 会 長	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役	—
若 杉 正 敏	取締役副会長執行役員		—
二子石 謙 輔	代 表 取 締 役 社 長 〔担当〕 監査部		—
舟 竹 泰 昭	取締役専務執行役員 〔担当〕 企画部		—
石 黒 和 彦	取締役常務執行役員 〔担当〕 システム部、 事業開発部		—
大 泉 琢	取締役常務執行役員 〔担当〕 資金証券部、 A T M業務管理部、 国際事業部	株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役	—
清 水 明 彦	取 締 役	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 執行役員経理部シニアオフィサー	—
大 橋 洋 治	取 締 役 (社外)		—
宮 崎 裕 子	取 締 役 (社外)	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）	—
大 橋 周 治	取 締 役 (社外)	公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長）	—
翁 百 合	取 締 役 (社外)	株式会社日本総合研究所副理事長	—
池 田 俊 明	常 勤 監 査 役		—
平 井 勇	常 勤 監 査 役		—
片 田 哲 也	監 査 役 (社外)		—
牛 尾 奈緒美	監 査 役 (社外)	明治大学情報コミュニケーション学部教授	—
松 尾 邦 弘	監 査 役 (社外)	弁護士（松尾邦弘法律事務所所長）	—

(注) 大橋洋治氏、大橋周治氏、翁百合氏、片田哲也氏、牛尾奈緒美氏及び松尾邦弘氏につきましては、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

2. 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11名	380 (うち 報酬以外の金額 74)
監 査 役	5名	73
計	16名	454 (うち 報酬以外の金額 74)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、平成27年7月3日の取締役会決議により、ストック・オプションとして取締役6名に付与した新株予約権74百万円が含まれております。
3. 取締役及び監査役に対する役員賞与金及び退職慰労金はありません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月19日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。
また、取締役報酬額とは別枠で、取締役に對し付与されるストック・オプションの限度額について年額100百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

3. 責任限定契約

当社は、業務執行を行わない取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大 橋 洋 治	該当ありません。
宮 崎 裕 子	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー） 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
大 橋 周 治	公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長） 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
翁 百 合	株式会社日本総合研究所副理事長 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
片 田 哲 也	該当ありません。
牛 尾 奈緒美	明治大学情報コミュニケーション学部教授 同大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
松 尾 邦 弘	弁護士（松尾邦弘法律事務所所長） 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大 橋 洋 治	平成20年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち10回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
宮 崎 裕 子	平成24年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した意見の表明等を行っております。
大 橋 周 治	平成25年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席	公認会計士及び経営コンサルタントとしての経験から、経営方針、業務運営面等について、意見の表明等を行っております。
翁 百 合	同上	当年度開催の取締役会 13回全て出席	経営・金融情勢に係る専門家及び大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
片 田 哲 也	平成22年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席 当年度開催の監査役会 14回全て出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
牛 尾 奈緒美	平成23年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席 当年度開催の監査役会 14回のうち13回出席	大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
松 尾 邦 弘	平成25年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち11回出席 当年度開催の監査役会 14回のうち11回出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	7名	62	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する役員賞与金、ストック・オプション及び退職慰労金はありません。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数

普通株式

4,763,632千株

発行済株式の総数

普通株式

1,191,001千株

2. 当年度末株主数

69,985名

3. 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	453,639 ^{千株}	38.08 [%]
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店)	57,294	4.81
株 式 会 社 イ ト - ヨ - カ 堂	46,961	3.94
株 式 会 社 ヨ - ク ベ ニ マ ル	45,000	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,826	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	30,158	2.53
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (常 任 代 理 人 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行)	20,785	1.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店)	15,522	1.30
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,000	1.25
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 (常 任 代 理 人 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社)	15,000	1.25

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（128株）を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 平成27年11月9日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、平成27年10月30日現在、F M R L L C が85,642,157株（保有割合7.19%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 公認会計士 梅津 広	53	(監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由) 当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したので、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

□ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

7 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を平成18年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取り締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDS、グループの一員として、セブン&アイHLDS、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理の基本方針」を定め、取締役は、「子会社管理の基本方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。

⑧ 監査役室専属の社員の取締役からの独立性に関する事項

人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。

⑨ 監査役の当該監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要な知識・能力を備えた専任の社員を、監査役室専属の社員として適切な員数を確保し、監査役に、監査役室専属の社員に対する指揮命令権を帰属させる。人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。また、監査役室専属の社員に対して、業務の適正性を調査し、必要な情報が収集できるための権限が付与されている。

⑩ 取締役及び社員が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。子会社においては、当社内の所管部署を定め、当該所管部署が、当該子会社の事業運営及びコンプライアンス、リスク管理等の内部管理等について子会社の取締役及び社員から報告を受け、その報告内容を必要に応じて、監査役に報告する。

⑪ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者が、不利な扱いを受けないことについて、社内規程が整備され、また、これらの社内規程が適正に運用されていることを監視する仕組みがあることを確認するとともに、これらの仕組みが適正に運用されているかを確認する。

⑫ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用について、監査役の監査計画に応じて予算化する。また、有事における監査費用又は臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。

⑬ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

a コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス全般につき総合的な経営運営の立場から検討・評価を行うことを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当年度において4回開催している。委員会では、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策等を検討している。

また、当年度においては、コンプライアンス・プログラムにて「情報管理ルールの徹底」を重点取組課題に掲げ、各種研修等を実施している。

b リスク管理体制

各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況等に関する重要事項を協議し、経営会議に答申することを目的としてリスク管理委員会を設置しており、当年度において5回開催している。委員会では、各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況、評価等の報告を受け、その対応策等を検討している。

また、当年度においては、サイバーセキュリティ対応の専門担当（CSIRT）を設置している。

c 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から審議を行っている。

また、当年度においては、決裁権限の見直しを行い、取締役会及び経営会議に付議・報告すべき事項をより重要なものとし、また、社外取締役に対し、経営への影響が大きいと思われる案件に関しては事前説明を行ったり、当社事業の状況への理解をより深めるための取組を行ったりするなど、審議の充実・効率化のための施策を講じている。

d グループ管理体制

子会社に対し、当社が承認した事業計画について、その範囲内で業務執行上の一定の裁量を付与している。その上で、取締役会等において、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握している。また、当社監査部が子会社の業務監査を定期的 to 実施している。

e 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成され、当年度においては、14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われている。

また、監査役は、取締役会・経営会議を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしている。

f 監査役の監査の実効性の確保

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、2名の社員が専属し、監査役の業務を補助している。

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告が行われている。

取締役及び社員並びに子会社の取締役及び社員から、監査役に対し、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項について、適宜報告が行われている。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

第15期末貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	641,558	預 金	547,065
現 金	559,302	普 通 預 金	292,142
預 け 金	82,256	定 期 預 金	254,760
コ ー ル ロ ー ン	25,000	そ の 他 の 預 金	162
有 価 証 券	83,332	譲 渡 性 預 金	800
地 方 債	13,446	借 用 金	15,000
社 債	50,900	借 入 金	15,000
株 式	1,037	社 債	110,000
そ の 他 の 証 券	17,948	そ の 他 負 債	54,382
貸 出 金	16,208	未 払 法 人 税 等	6,806
当 座 貸 越	16,208	未 払 費 用	4,827
そ の 他 資 産	93,501	A T M 仮 受 金	37,830
前 払 費 用	623	資 産 除 去 債 務	350
未 収 収 益	8,527	そ の 他 の 負 債	4,567
A T M 仮 払 金	83,399	賞 与 引 当 金	379
そ の 他 の 資 産	951	負 債 の 部 合 計	727,627
有 形 固 定 資 産	29,606	(純 資 産 の 部)	
建 物	1,731	資 本 金	30,514
A T M	24,454	資 本 剰 余 金	30,514
その他の有形固定資産	3,419	資 本 準 備 金	30,514
無 形 固 定 資 産	20,685	利 益 剰 余 金	121,258
ソ フ ト ウ ェ ア	18,310	利 益 準 備 金	0
ソフトウェア仮勘定	2,370	そ の 他 利 益 剰 余 金	121,258
その他の無形固定資産	4	繰 越 利 益 剰 余 金	121,258
前 払 年 金 費 用	59	自 己 株 式	△0
繰 延 税 金 資 産	914	株 主 資 本 合 計	182,286
貸 倒 引 当 金	△65	その他有価証券評価差額金	343
		評価・換算差額等合計	343
		新 株 予 約 権	545
		純 資 産 の 部 合 計	183,174
資 産 の 部 合 計	910,801	負債及び純資産の部合計	910,801

第15期損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
経常収入	益				110,465
貸出金	利息			2,279	
有価証券	配当			2,091	
コ－ル口	利息			58	
預け金	利			35	
役務取引	等			93	
受入為替	手数			107,894	
A T M 受入	手数料			2,040	
その他の他業	役務			102,261	
その外	の他業			3,593	
株	の他業			188	
その株	の他業			188	
経常収入	益			102	
経常収入	益			2	
経常収入	益			99	
経常収入	益				71,462
経常収入	益			1,250	
経常収入	益			565	
経常収入	益			2	
経常収入	益			18	
経常収入	益			111	
経常収入	益			553	
経常収入	益			15,698	
経常収入	益			1,164	
経常収入	益			12,703	
経常収入	益			841	
経常収入	益			988	
経常収入	益			54,416	
経常収入	益			97	
経常収入	益			18	
経常収入	益			79	
経常収入	益				39,002
経常収入	益				176
経常収入	益			176	
経常収入	益				38,825
経常収入	益			12,654	
経常収入	益			63	
経常収入	益				12,718
経常収入	益				26,107

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

第15期末連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	645,838	預 金	546,981
コ ー ル ロ ー ン	25,000	譲 渡 性 預 金	800
有 価 証 券	66,797	借 用 金	15,022
貸 出 金	16,208	社 債	110,000
A T M 仮 払 金	83,407	A T M 仮 受 金	37,830
そ の 他 資 産	11,961	そ の 他 負 債	17,807
有 形 固 定 資 産	30,890	賞 与 引 当 金	458
建 物	1,741	退 職 給 付 に 係 る 負 債	0
A T M	25,493	繰 延 税 金 負 債	1,690
その他の有形固定資産	3,656	負 債 の 部 合 計	730,590
無 形 固 定 資 産	34,356	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	18,626	資 本 金	30,514
その他の無形固定資産	15,730	資 本 剰 余 金	30,496
退 職 給 付 に 係 る 資 産	68	利 益 剰 余 金	117,402
繰 延 税 金 資 産	921	自 己 株 式	△0
貸 倒 引 当 金	△65	株 主 資 本 合 計	178,412
		その他有価証券評価差額金	343
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5,462
		退職給付に係る調整累計額	6
		その他の包括利益累計額合計	5,812
		新 株 予 約 権	545
		非 支 配 株 主 持 分	24
		純 資 産 の 部 合 計	184,794
資 産 の 部 合 計	915,385	負債及び純資産の部合計	915,385

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

[illegible]

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監查報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社セブン銀行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 広 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅津 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 池 田 俊 明 ㊞

常勤監査役 平 井 勇 ㊞

社外監査役 片 田 哲 也 ㊞

社外監査役 牛 尾 奈緒美 ㊞

社外監査役 松 尾 邦 弘 ㊞

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

日時 平成28年6月22日 (水曜日) 午前10時30分 (開場 午前9時30分)

会場 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号 ☎(03)5400-1111(代表)

※本年は開始時刻、開催場所が変更となっております。前回開催の東京プリンスホテルとは別のホテルですのでご注意ください。

最寄駅のご案内

○ 都営地下鉄三田線
「芝公園駅」

A4出口 から徒歩約10分

A4出口から地上に出られましたら右へお進みいただき、芝公園交差点の手前を右折し公園沿いをお進みください。

○ 都営地下鉄大江戸線
「赤羽橋駅」

赤羽橋口 から徒歩約10分

赤羽橋口から地上に出られましたら目の前の赤羽橋交差点を2段階にお渡りいただき、右手にお進みください。

※本総会専用の駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

